

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月16日 08時05分ごろ
発生場所	滋賀県大津市苗鹿 ^{のうか} 東方沖（琵琶湖南西部） 日吉台四等三角点から真方位094° 1,750m付近 （概位 北緯35° 04.9′ 東経135° 53.7′）
事故の概要	プレジャーボート ^{みらい} 未来は、南西進中、また、プレジャーボートレンジャー155 ^{フェイス} VSは、南南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年5月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 未来、1.0トン 232-38304 滋賀、個人所有 B プレジャーボート レンジャー155VS、0.5トン 253-28647 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船底部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に割損等
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 北東、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.1m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り大会（以下「本件大会」という。）のポイントに向かう目的で、約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、船長Aが、右舷船首方に南南東進中のB船を認めた。 船長Aは、本件大会に参加しているプレジャーボートの後方に連なって航行していたので、B船が停止すると思い、航行を続けていたところ、方位が変わらずに右舷船首方間近となったB船を認め、慌てて左転したものの、A船の右舷船底部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約45km/hの速力で南南東進中、前路の遠方を見て、前路の近くには航行の支障になる他船はいないと思い、正船首方のポイントに向かうことを考え、A船が左舷方から接近していることに気付かず、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、A船と衝突した衝撃を感じた。
分析	A 船は、本件大会に参加しているプレジャーボートの後方に連なって南西進中、船長Aが、右舷方から接近するB船が停止すると思い、

	<p>同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと推定される。</p> <p>B船は、南南東進中、船長Bが、前路の遠方を見ていて、前路の近くには航行の支障になる他船はいないと思い、A船が左舷方から接近していることに気付かず、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が南南東進中、船長Aが、B船が停止すると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、前路の近くには航行の支障になる他船はいないと思い、A船が左舷方から接近していることに気付かず、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、右舷船首方に横切る他船を認めた場合、相手船が停止してくれると思わず、衝突を避けるため、十分に余裕のある時期に減速、転舵等をためらわずに行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、前路に他船がないと思うことなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。